

よくなつき居候哉とうしても先のうは居りてハ其ちゝのむ物と思ひ居候半かくれてこいときかせぬよふニして先のうはの見へぬ所て計り遊ハせたりねかし付たりして付たらいかゝ哉と御うはは申居候扱かねて申上候田の方内エていとうニ入居るはとてもへん金におよひかね□取こしそつかくの願ニより大矢エ参り当セつのあり合なときゝはい山本さんヲ頼上御そうたん致し一たんおまいエもおきゝ申上候おいた上の事なれハ又々伺不申共よろしく哉と存百円にかへ申候先達も申上候通り二月証書かきかいさせ六十七円六十銭と相成居候それエ三十二円四十銭たし申候地が金高にかへてもよからうと大矢さんニもいわれ候へ共おし付られてかへらのゆへ何分安く致させ度とおまへ共あまりくねたりくれ二月三月の引ヲまけ申候大吉エハ五十銭手当致し候へハ地が金を少しりあしく上り不申候へ共右ニしてとりきめ申候諸しまつ方ハ山本さんニテ御セわ被下安心致候御かんにん被下度金ハ村方百円受取田ヲかいだしめと今度のせい金ニ致し候村方おハしみやくに受取候へ共今丈ハなん中なく共のついがなる物かしれ不申候まゝ十円か二十円ツゝも又受取申よふ仕り可と存居候実ニこまるのハ狐崎ニ御座候何とせめても少しも渡さじくるト申ても参らじよふゝ三日ニ参りいろゝ申わけも御座候へ共おまいエも願事して上た趣十ヶ年の年ぶニしてくればと申分ニ候へ共私の申ニハ東京もハ何とかさしす參かもしがれ不申候へ共月ニ十五円ツゝのやくそく致し実ニあてにしここれまでならぬ所ち合も致し居るに今さらそんな事ヲいわれとてもなり不申又証書かきかいの事も何度申てもかまハちにお

88 明治18年4月6日 菊池たよ

• おゐちらも御□被下色々下し被下候趣よろしく御礼被下度次  
ニ御へんし上候

おふきに御無きた申居候いよ／＼おゐちと赤ほもまめしく目出可申候哉なハ何と御付被成候御しらせ被下度此間御しらせ被下ゆニ頼おくり上候品も御受取被成候趣こふさい証書の事も安心致居候まさきハ今ころハいかゞに御座候親うはのちゝのみて

き實にこまるゆへせひたしかな人を証人にしてくれないハならぬ所もよく／＼申候所又忠兵衛さんエ参りて咄しと申ゆへ実ハ私し風引てやしみ居るセつの事ゆへ山本さんヲ頼忠兵衛さんエも御出被下御咄し被下候趣忠兵衛さんの咄しニハ一月ニ七円くらヘニも御まけ被下て御受取被下るほうよろしく候半と申居るよしせめて十円ツゝもとれるようなれハよろしく候へ共いかに候やいよ／＼おまいエ頼事仕り候ハ御さしずも參り申へくと

御まつ申居候証人の所も何分久保庄の方と梅蔵殿も御咄し被下候へ共これもいかゞや忠兵衛さんも心はいしてくれるつもりニ候へ共よく／＼山本さん願御せわいたゞき被下候まつたくやるぐ致しおき候われニハ御座無候へ其御安心の事無にハ実ニ御申わけ無こまり居候

又／＼大へんの事出来申候木ばの方よふ／＼又蔵石のまきる一時はんおかへり候趣これもごくなんじゆう成してに身代切のかくごのよし右ニ付やかで十ヶねんの年ぶにしてくれると申事右様なし被下候へハたとい身代切に成ても外川の家立居内ハよこしと申事ニ候へ共あまり／＼長へ申わけゆへきゞ入なりかたく山本さん従ふたんニ下もし／＼何かいしとか地とか品物ても持てあるなら分外ニやくして手前ニてかへ候かたづけしておいたなら向のためにもなるべし又長へやそくしても品物さいおきいでよいだならとれ申べくそれもなぎセつハ三年にもさセ今一人りふか沢々たしかな証人てもかゞせおく事ニ申遣る外ニくふうも無品物とる事ハ清五郎の心付ニしてよく／＼頼今日清五郎ヲ申遣候木ばの事ハおまいえ伺ひても御へんじ侍間あれハよけれ

共早身代切と申事なれハ御へんしまつてもおられ間しく山本さんもおのふれゝまゝ何れも同人宅のおせわにて致居候ぬまぐ内の方ハ十五日までに金おいて参るつもりいつれ又此内ニ申上候へ共一先申上候何も私しとゞかぬためこふなるかと思実ニ御申わけ無こまり居候私し風ハしつくりよく成候まゝ御安事被下間しく用事まで早々申上候めて度かしく

四月六日

たよ

武夫さま

尚以狐崎ニハ今夕二百五十円御座候外川ニハ七十円十四錢四厘  
御座候